

# 改憲署名を推進

自衛隊OBや現役自衛隊員らが参加する公益社団法人「隊友会」が、憲法9条に自衛隊の明記を求める憲法改定推進署名など改憲運動をしていることが、本紙の調べで分かりました。隊友会は自衛隊が会員の勧誘や会費徴収などで組織的に支援する組織。そんな隊友会が積極的に改憲運動をすることは、自衛隊の政治的中立性を脅かす疑いがある行為です。(原千拓)

## 現役17万人が賛助会員

防衛省に事務局

隊友会が集めていたのは、集める署名です。この会は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が開始した憲法改定に向けた全国的な署名活動等に協力するため「憲法改正署名運動の実施について」(隊友会本第40号、26.12.16)を発簡し、平成28年3月までを目途に署名活動を開始した。

# 自衛隊「隊友会」

東京部隊友会 平成29年度第1回 理事役・支部長等合同会議結果

- 1 日時：平成29年9月10日(日) 1500~1700
- 2 場所：自衛隊東京地方協力本部(新宿区新宿0丁目27-30) 会議室
- 3 出席者：理事役=26名/30名、監事役=2名/2名、支部長=11名/16名(理事役業務を除く)、無回答=2名、出席者合計=39名/48名、議決権委任者7名

### (2) 憲法改正賛同者署名活動

- ア 現状(8月末現在)：署名者数 名、全国で1000万人附近
- イ 今後の活動の重点は、「国民投票」勝利に向けた小選挙区ごとの「議員」と「民間」が連携した事前準備活動になります。
- ウ 国民投票は、早ければ来年12月までに衆議院選挙と同時に、遅くとも再来年2019年7月の参議院選挙と同時に国民投票の可能性
- エ そのため東京都25区小選挙区毎に衆議院議員はじめ都・区・市町村各議員と隊友会等の民間団体の担当者を組織化し、国民投票に向けた各種活動を実施。
- オ 「憲法改正原案の国会提出を求める国民の会」・・・多くの会員の参加を!!!
- カ 10月25日(水)15時~17時 海選クラブ・・・HP、チラシ(9月新聞)
- ク 憲法改正に関する情報
- ク 「改憲チャンネル」の動画内容を都HPで紹介・・・閲覧下さい
- ク 改憲チャンネル・情報ネットワーク作り推進者への登録を!!!・・・動画が定期的に配信

### ウ 国民運動等への参加

- (ア) 憲法改正運動への参加
- 隊友会は、「美しい日本の憲法をつくる国民の会」が開始した憲法改正に向けた全国的な署名活動等に協力するため「憲法改正署名運動の実施について」(隊友会本第40号、26.12.16)を発簡し、平成28年3月までを目途に署名活動を開始した。

東京部隊友会の会議録。憲法改定賛同者署名活動について明記されています

隊友会の2015年度事業報告には、憲法改定署名運動に取り組むことが明記されています

隊友会本部の担当者によると、本部として2015年度に署名活動をしました。現在も「憲法改正運動に積極的に協力する」(18年度事業計画)としています。

# 政治的中立性脅かす恐れ

隊友会の事務局は東京市ヶ谷の防衛省建物内にあります。自衛隊OBによる正会員(約7万2千人)と、現役自衛官の賛助会員(約17万人)がいます。陸海空の幕僚監部はそれぞれ通達で全機関の長らに、▽退職者に対する正会員入会の勧誘▽在職者に対する賛助会員入会の勧誘などを定めるよう定めています。

陸上自衛隊の通達では、駐屯地司令が隊友会担当者に命じて、駐屯地部隊の会費をとりまとめ、隊友会本部事務局に送付するとしています。自衛隊員は憲法99条で憲法尊重擁護義務が定められた公務員です。自衛隊員が任命の際に署名して提出する「職務の宣誓」には、「日本国憲法及び法令を順守」と明記されています。また自衛隊員は自衛隊法61条で政治活動を制限されています。

改憲運動について隊友会は「現役自衛隊員は(署名活動に)基本的に関与していません」としています。